

【表紙】

【提出書類】

臨時報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2026年2月16日

【会社名】

東京ボード工業株式会社

【英訳名】

TOKYO BOARD INDUSTRIES CO., LTD.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 井上 弘之

【本店の所在の場所】

東京都江東区新木場二丁目11番1号

【電話番号】

03-3522-4138

【事務連絡者氏名】

取締役経営管理本部長 尾股 拓彦

【最寄りの連絡場所】

東京都江東区新木場二丁目11番1号

【電話番号】

03-3522-4138

【事務連絡者氏名】

取締役経営管理本部長 尾股 拓彦

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

当社は、2026年2月16日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2026年2月16日

### (2) 決議事項の内容

#### 議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

現在の事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務内容の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額の減少及び会社法第452条の規定に基づき剰余金の処分をそれぞれ行うものであります。

##### 減少する資本金の額

資本金の額221,000,000円のうち121,000,000円を減少して、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

##### 資本金の額の減少方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額121,000,000円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

##### 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、別途積立金の額1,800,000,000円の全額を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

##### 資本金の額の減少及び剰余金の処分の効力発生日

2026年2月17日（火曜日）（予定）

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件	19,050	51		(注)	可決 99.73

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。